

別表（第5条関係）

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|--|---|---|---|--|
| <p>【地域課題】</p> <p>(1)少子化 (2)高齢化 (3)安全・安心 (4)まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失 (5) その他各地域において広く認識されている固有課題</p> | <p>【区分】</p> <p>環境整備等支援事業 (1課題以上対応)</p> | <p>【間接補助事業】</p> <p>地域課題の解決に資する環境整備等を実施するための事業</p> <p>(1) 商業・サービス機能向上 ○空き店舗等を活用したテナントミックス事業、不足業種・業態の誘致及び出店促進 ○空き店舗等を活用した買物・グルメ等の情報発信・体験施設、地域資源を活用したまちなか観光 ○既存大型店等との連携事業 など</p> <p>(2) 生活者・来街者の利便性向上 ○商店街等の照明、防犯カメラ、バリアフリー化（アーケード改修を除く。） ○空き店舗等を活用した休憩施設・トイレ、交流施設・スペース など</p> <p>(3) その他まちなかのビジネス活性化を図るために実施される地域課題の解決に資する事業</p> | <p>【事業実施主体】</p> <p>商店街振興組合、商店街振興組合連合会、共同出資会社、事業協同組合、第3条に定める市が認める任意の商店街等を構成する団体</p> | <p>【間接補助対象経費】</p> <p>第3欄に掲げる事業の実施に直接必要となる以下の経費 ①事業検討に要する調査研究・実証実験に係る経費 ②施設の改修に係る経費 ③サービス・システム等の導入に係る経費 ④上記②、③に付随して実施されるPR活動に係る経費</p> <p>※国及び地方自治体の他の制度による補助を受けて実施されるもので、本事業の趣旨・目的等に合致すると県が認める事業（以下「該当事業」という。）を商店街組織が行う場合についてのみ、補助対象事業費の重複しない部分において本事業の申請を行うことができるものとする。</p> |
| | <p>出店促進支援事業 (2課題以上対応)</p> | <p>地域課題の解決に資する新規出店に係る事業であって、商工団体より事業の継続性が高いと判断され、当該商工団体の継続的な経営支援を受ける事業</p> | <p>中小企業基本法（昭和38年法律154号）に定める中小企業者</p> | <p>第3欄に掲げる事業の実施に直接必要となる以下の経費 ①店舗改修費 ②上記①に付随して必要と認められる広告宣伝費、専門家招聘費</p> <p>※該当事業にあわせて行われる新規出店についてのみ、補助対象事業費の重複しない部分において本事業の申請を行うことができるものとする。</p> |